

(仮称)みよし市男女共同参画推進条例(案)

について意見を募集します

▼パブリックコメント募集期間
11月15日(土)から12月15日(月)まで
▼問い合わせ＝協働推進課
☎(32)80025 内(76)57002

本市では、男女共同参画社会基本法の理念に基づき、平成15年3月にみよし男女共同参画プラン「パートナー」を策定し、男女平等の実現に向けてさまざまな取り組みを行ってきました。しかし、平成25年度に市民の男女共同参画に関する意識調査を実施した結果、学校教育の場では、男女が平等であると答えた人の割合が半数を超えたのに対し、家庭生活、職場、政治、地域活動、社会習慣では、男性の方が優遇されていると感じていると答えた人が半数を超えており、意識改革が十分でないため、今後も継続的に取り組んでいく必要があります。

そこで、男女共同参画を一層推進していくために条例として明文化することで、今後の推進の基礎を確立し、市、市民、事業者、教育関係者など全ての皆さんが協力して、地域に住む女性や男性がその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指していきます。

今回の特集では、パブリックコメント制度によりその条例(案)を公表し、市民の皆さんからの意見を募集します。



条例の目的

この条例を制定することで、本市における男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者、教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に実施することにより、活力ある豊かな男女共同参画社会の実現を図ることを目的としています。

用語の定義

この条例における用語については、次の通り定義付けしています。

◆男女共同参画

男女が性別によって役割を区別するのではなく、お互いを尊重し、個性と能力を十分に発揮しながら、社会の対等なパートナーとして、自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画し、共に責任を担うこと

◆積極的改善措置

男女間の格差を改善するため、必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること

◆市民

市内在住・在勤・在学の人

◆事業者

市内において営利または非営利の事業活動を行う全ての個人および法人その他の団体

◆教育関係者

市内において家庭教育、学校教育、社会教育その他教育に携わる全ての人

基本理念

男女共同参画を推進するための基本的な考え方として、次の4つを掲げています。

●男女が性別による差別的扱いを受けることなく、個人としての尊厳が重んじられること

●性別による固定的な役割分担などを反映した制度や慣行により、男女の社会における活動の自由な選択が制限されることなく、個人としての能力を発揮できること

●家族を構成する男女が、子育て、介護その他の家庭生活における活動および職場、地域その他社会生活における活動に対等に参画できること

●女性に対するあらゆる暴力を根絶すること

市、市民、事業者、教育関係者の役割

男女共同参画の推進に当たっては、市、市民、事業者、教育関係者がそれぞれの役割を果たし、連携・協力して取り組んでいくことが重要です。そこで、それぞれの責務について下図の通り定めました。

男女共同参画の推進を妨げる要因の排除

男女共同参画の推進を妨げる次のような行為を禁止、または配慮します。

- 性別による差別的扱いの禁止
- 配偶者などに対する暴力的行為の禁止
- ポスターや広告など公衆に表示する情報への配慮

市が行う基本的な施策

男女共同参画を推進するための基本的な施策を次の通り定めます。

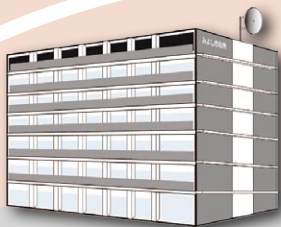
◆基本計画

- 男女共同参画の推進に関する基本計画を策定します
- 計画の策定に当たっては、市民、事業者、教育関係者の意見を反映させるように努め、みよし市男女共同参画審議会に諮問します

市、市民、事業者、教育関係者の役割

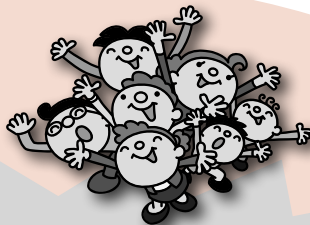
市の責務

- ・基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を定め、これを総合的かつ計画的に実施します
- ・市民、事業者、教育関係者の他、国、県、その他の地方公共団体と相互に連携し、協力します



市民の責務

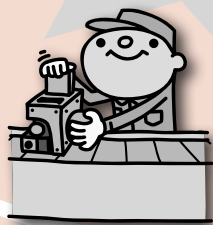
- ・家庭、地域、学校、職場、その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するよう努めます
- ・自ら主体的に行う地域活動において、その運営や活動に関する方針の立案や決定に男女が平等に参画できる環境を整備するよう努めます
- ・市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めます



男女共同参画社会の実現

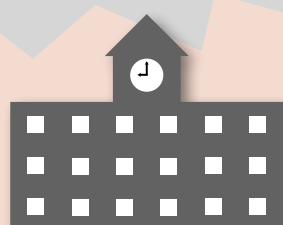
事業者の責務

- ・基本理念にのっとり、その事業活動において男女が対等に参画する機会を確保し、職業生活と家庭生活、その他の生活の両立ができるように職場環境を整備するよう努めます
- ・市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めます



教育関係者の責務

- ・男女共同参画社会について理解を深め、基本理念に配慮して教育に取り組むよう努めます



パブリックコメント制度

(仮称)みよし市男女共同参画推進条例(案)について意見を募集します

●策定した計画を公表します

◆積極的改善措置

●あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民、事業者、教育関係者と協力し、積極的に採用や登用するなど改善措置を講ずるよう努めます

●委員会や審議会などで男女の委員の数が著しく均衡を欠くことのないよう努めます

●女性職員の能力開発や管理職などへの登用に努めます

◆調査および研究

●男女共同参画の推進に関し、必要な調査や研究をします

◆雇用の分野における男女共同参画の推進

●雇用の分野における男女共同参画が推進されるように、事業者に対し、情報の提供などに努めます

●必要に応じ、事業者に対し、男女共同参画の推進に関する調査について、協力を求めることができるものとします

◆家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立支援

●男女が共に子育て、介護、その他の家庭生活における活動と地域、職場などにおける家庭生活以外での活動を両立することができ、必要に応じて支援をするよう努めます

◆教育や学習機会の充実

●男女共同参画に関する教育や学習の機会の充実に努めます



推進体制の整備

男女共同参画の推進に関し、調査や研究を行うため、みよし市男女共同参画審議会を設置します。

◆市が実施する施策に対する申し出

●市民、事業者、教育関係者は市長に対し、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策や男女共同参画に影響を及ぼす施策について、意見を申し出ることができるものとします

●皆様のご意見をお聴かせください●

「(仮称)みよし市男女共同参画推進条例(案)」に対する皆様のご意見をお聴かせください。

なお、詳しい内容は、みよし情報プラザ(市役所1階)、サンネット、またはみよし市ホームページ([URLhttp://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp](http://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp))でご覧になれます。

▶意見の提出方法=11月15日(土)から12月15日(月)までに住所・氏名・電話番号を明らかにして、協働推進課へ次のいずれかの方法で(様式は任意)

- ①郵便…〒470-0295(住所記入不要)
- ②電子メール…✉kyodo@city.aichi-miyoshi.lg.jp
- ③ファクス…FAX(76)5702 ④直接
- ▶問い合わせ=協働推進課 ☎(32)8025 FAX(76)5702

